

会社法の一部を改正する法律の概要

弁護士 山本 浩平



弁護士
山本 浩平
(やまもと・こうへい)

〈出身大学〉
東京大学法学部
慶應義塾大学法科大学院

〈経歴〉
2011年12月 金融庁
2014年7月 財務省
2016年12月
最高裁判所司法研修所修了
(69期)
第一東京弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(東京事務所)

〈取扱業務〉
金融法務、ファイナンス、
一般企業法務、訴訟・紛争解決

令和元年10月18日、会社法の一部を改正する法律案(以下「改正会社法」といいます。)が国会に提出され、同年12月4日に可決成立、同年12月11日に公布されました。改正会社法は、下記①の株主総会資料の電子提供等を除き、公布日から起算して1年6月以内の政令指定日から施行される予定です。

改正会社法の内容は、①株主総会資料の電子提供、②株主提案権、③取締役の報酬、④補償契約(会社補償)、⑤役員等賠償責任保険契約(D&O保険)、⑥業務執行の社外取締役への委託、⑦社外取締役の設置義務、⑧社債の管理、⑨株式交付など、多岐に亘ります。

本稿では、主たる改正内容である上記各項目について、その内容を簡潔に説明します。

(1) 株主総会に関する規律の見直し

① 株主総会資料の電子提供制度の創設

現行法上は、インターネット等を用いて株主総会資料を株主に提供するためには、株主の個別の承諾が必要でしたが、株主総会資料をウェブサイトに掲載し、株主に対してそのアドレス等を書面で通知する方法により、株主総会資料を株主に提供することができる制度が新たに設けられました。なお、書面での資料提供を希望する株主は、書面の交付を請求することができます。

② 株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置の整備

近年、一人の株主が膨大な数の議案を提案するなど、株主提案権の濫用的な行使事例が発生し、権利の濫用と認められた裁判例もあることから、株主が提案することができる議案の数を10までとする上限が新たに設けられました。

(2) 取締役等に関する規律の見直し

③ 取締役の報酬に関する規律の見直し

取締役の報酬について、これを適切に機能させ、その手続きを透明化すべく、以下の規定が新たに設けられました。

- ▷ 上場会社等において、取締役の個人別の報酬の内容が株主総会で決定されない場合には、取締役は、その決定方針を定め、その概要等を開示しなければならない
- ▷ 取締役の報酬として株式等を付与する場合の株主総会の決議事項に、株式等の数の上限等を加える
- ▷ 上場会社が取締役の報酬として株式を発行する場合には、出資の履行を要しない
- ▷ 事業報告による情報開示を充実させる

④ 会社補償に関する規律の整備

役員等の責任を追及する訴えが提起された場合等に、株式会社が費用や賠償金を補

償すること(会社補償)については、利益相反性があるが、現行法上は、会社補償について直接に定めた規律はないところ、株式会社が会社補償をするために必要な手続規定や会社補償をすることができる費用等の範囲に関する規定が新たに設けられました。

⑤ 役員等賠償責任保険契約に関する規律の整備

株式会社が役員等を被保険者とする会社役員賠償責任保険(D&O保険)に加入することについては、利益相反があり得るが、現行法上は、D&O保険への加入について直接に定めた規律はないところ、株式会社が役員等を被保険者とする会社役員賠償責任保険(D&O保険)に加入するために必要な手続規定等が新たに設けられました。

⑥ 業務執行の社外取締役への委託

現行法上、業務を執行した場合には社外性を失うとされていることにより、社外取締役が期待されている行為をすることが妨げられることがないようにする必要性が指摘されているところ、株式会社と取締役との利益相反状況がある場合等において取締役会が社外取締役に委託した業務については、社外取締役がこれを執行したとしても、社外性を失わないものとされました。

⑦ 社外取締役を置くことの義務付け

現行法上、上場会社等が社外取締役を置かない場合は、株主総会で理由を説明しなければならないところ、上場会社等は、社外取締役を置かなければならないものとされました。

(3) 社債の管理等に関する規律の見直し

⑧ 社債の管理に関する規律の見直し

社債の管理については、現行法上、社債管理者の制度があるものの、権限が広く、責任が重いことを原因として、なり手の確保が難しく、利用コストも高くなると指摘されているところ、社債権者において自ら社債を管理することができる場合を対象として、社債管理補助者に社債の管理の補助を委託することができる制度が新たに設けられました。

⑨ 株式交付制度の創設

現行法上、自社の株式を対価として他の会社を子会社とする手段として株式交換の制度があるものの、完全子会社とする場合でなければ利用することができない一方で、自社の新株発行等と他の会社の株式の現物出資という構成をとる場合には、手続きが複雑でコストがかかるという指摘がされているところ、完全子会社とすることを予定していない場合であっても、株式会社が他の株式会社を子会社とするため、自社の株式を他の株式会社の株主に交付することができる制度が新たに設けられました。